



かすみがうら市告示 第135号

告 示

都市計画法（昭和43年法律第100号）（第21条第2項において準用する同法）第19条第1項の規定に基づき、土浦・阿見都市計画防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

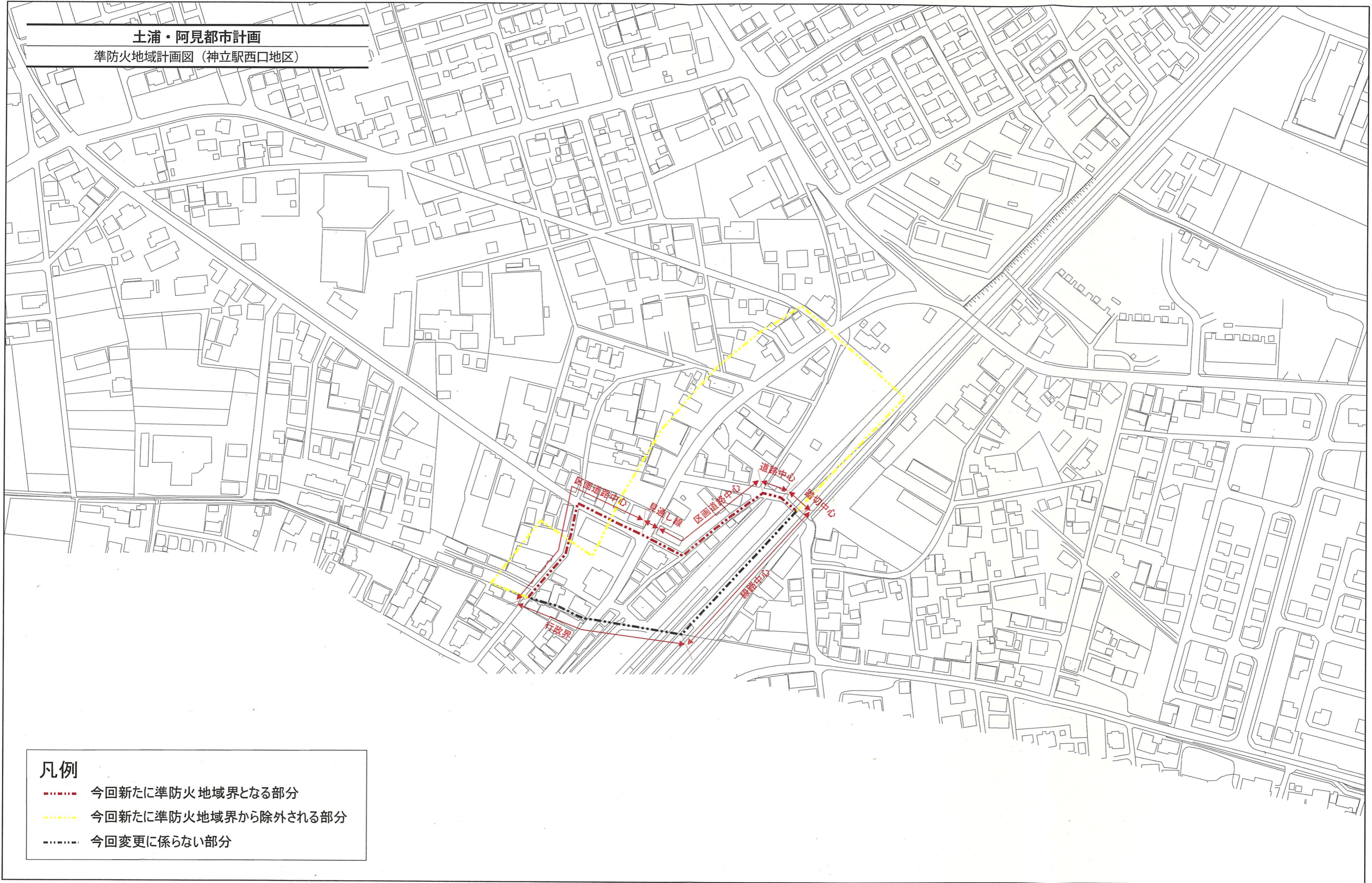
平成30年12月14日

かすみがうら市長 坪井 透



- 1 都市計画の種類及び名称
土浦・阿見都市計画防火地域及び準防火地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
かすみがうら市
ア 準防火地域
（ア）削除する部分
稲吉二丁目の一部
（イ）追加する部分
稲吉二丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
かすみがうら市役所都市産業部都市整備課

土浦・阿見都市計画
準防火地域計画図（神立駅西口地区）



凡例

- 今回新たに準防火地域界となる部分
- 今回新たに準防火地域界から除外される部分
- 今回変更に係らない部分

